

令03原機(峠)072  
令和3年9月27日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉敏雄  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
人形峠環境技術センター

核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設保安規定を別紙のとおり変更認可申請します。

## 核燃料物質使用施設保安規定の変更

### I. 変更の内容

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター核燃料物質使用施設保安規定の一部を別添「新旧対照表」のとおり変更する。

### II. 変更の理由

1. 濃縮工学施設においてウラン濃縮試験を終了したことに伴い、当該試験における保安上の措置として講じていた臨界管理に関する事項を削るため
2. 濃縮工学施設の設備・機器の解体・撤去作業の進展等に伴い、使用を終了し維持管理中の設備・機器の保管場所及び解体撤去しドラム缶等に収納した機器類の保管場所を変更するため
3. 放射性廃棄物の低減化を図ることに伴い、管理区域内において設置された資材等又は使用した物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（放射性廃棄物でない廃棄物）として取り扱うための判断方法など、当該廃棄物の管理に必要な保安上の措置に関する事項を追加するため
4. 核燃料物質の使用の許可申請書と整合させるなど記載の適正化を図るため

### III. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日の翌日から施行する。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

核燃料物質使用施設保安規定

新 旧 対 照 表

令和3年9月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条～第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 組織及び職務</b></p> <p>第4条 (略)</p> <p>(職 務)</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等に係る保安を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第12条の「5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(6) センター担当理事は、理事長を補佐し、センターにおける使用施設等に係る保安を統理する。</p> <p>(7) 所長は、センターにおける使用施設等に係る保安を統括する。</p> <p>(8) 副所長（技術担当）は、安全管理課長及び保安・技術管理課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(9) 副所長（事務担当）は、計画管理室長及び調達課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(10) 廃止措置・技術開発部長は、施設管理課長及び廃止措置推進課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(11) 施設管理課長は、核燃料物質等の使用及び貯蔵並びに設備の運転・保守に係る業務（廃止措置推進課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。）、放射性廃棄物の保管に係る業務、撤去機器（遠心分離機を除く。）の保管に係る業務、許認可申請に係る全体工程管理に係る業務並びに廃止措置・技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(12) 廃止措置推進課長は、遠心機処理に関する設備の運転・保守及び核燃料物質等の使用に係る業務（施設管理課長の所掌する業務を除く。）、設備の解体に係る業務及び核燃料物質等の分析に係る業務を行う。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>第1条～第3条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 組織及び職務</b></p> <p>第4条 (変更なし)</p> <p>(職 務)</p> <p>第5条 使用施設等の保安に関する各職位と職務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、使用施設等に係る保安を総理する。</p> <p>(2) 統括監査の職は、使用施設等の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(3) 管理責任者は、第12条の「5.5.2管理責任者」に定める業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、使用施設等の本部の品質マネジメント活動に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の庶務に関する業務を行う。</p> <p>(5) 契約部長は、本部における使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(6) センター担当理事は、理事長を補佐し、センターにおける使用施設等に係る保安を統理する。</p> <p>(7) 所長は、センターにおける使用施設等に係る保安を統括する。</p> <p>(8) 副所長（技術担当）は、安全管理課長及び保安・技術管理課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(9) 副所長（事務担当）は、計画管理室長及び調達課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(10) 廃止措置・技術開発部長は、施設管理課長及び廃止措置推進課長の所掌する業務を統括する。</p> <p>(11) 施設管理課長は、核燃料物質等の使用及び貯蔵並びに設備の運転・保守に係る業務（廃止措置推進課長及び安全管理課長の所掌する業務を除く。）、放射性廃棄物の保管に係る業務<u>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理を含む。）</u>、撤去機器（遠心分離機を除く。）の保管に係る業務、許認可申請に係る全体工程管理に係る業務並びに廃止措置・技術開発部の他の課長の所掌に属さない業務を行う。</p> <p>(12) 廃止措置推進課長は、遠心機処理に関する設備の運転・保守及び核燃料物質等の使用に係る業務（施設管理課長の所掌する業務を除く。）、設備の解体に係る業務及び核燃料物質等の分析に係る業務を行う。</p>	<p>変更の理由 3 施設管理課長が放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る業務を行うことを明確にする。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>(13) 計画管理室長は、使用施設等の事業計画に係る業務を行う。</p> <p>(14) 調達課長は、センターにおける使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(15) 安全管理課長は、使用施設等及び従業員に係る放射線管理（環境放射線モニタリングを含む。）及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、センターにおける使用施設等の品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務並びに安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務を行う。</p> <p>(16) 保安・技術管理課長は、非常事態の通報連絡及び体制の整備に係る業務、周辺監視区域の管理に係る業務、センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「自衛消防活動」という。）のための体制の整備に係る業務を行う。</p> <p>2 前項第8号から第10号までの職位を、以下「統括者」という。</p> <p>3 第1項に掲げる各職位は、品質管理の考えの下に保安活動に関する業務を行う。</p> <p>第6条～第11条の3 （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 品質マネジメントシステム</b></p> <p>第12条～第20条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 保安教育訓練</b></p> <p>第21条～第22条 （略）</p>	<p>(13) 計画管理室長は、使用施設等の事業計画に係る業務を行う。</p> <p>(14) 調達課長は、センターにおける使用施設等に関する調達の契約に係る業務を行う。</p> <p>(15) 安全管理課長は、使用施設等及び従業員に係る放射線管理（環境放射線モニタリングを含む。）及び安全管理に係る業務（放射線管理設備の運転・保守を含む。）、センターにおける使用施設等の品質マネジメント活動（安全文化の育成、維持及び関係法令等の遵守のための活動を含む。）の推進の事務に係る業務並びに安全審査委員会、業務品質保証推進委員会及び独立検査委員会の庶務に係る業務を行う。</p> <p>(16) 保安・技術管理課長は、非常事態の通報連絡及び体制の整備に係る業務、周辺監視区域の管理に係る業務、センターにおいて火災が発生した場合における消防機関への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「自衛消防活動」という。）のための体制の整備に係る業務を行う。</p> <p>2 前項第8号から第10号までの職位を、以下「統括者」という。</p> <p>3 第1項に掲げる各職位は、品質管理の考えの下に保安活動に関する業務を行う。</p> <p>第6条～第11条の3 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 品質マネジメントシステム</b></p> <p>第12条～第20条 （変更なし）</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 保安教育訓練</b></p> <p>第21条～第22条 （変更なし）</p>	

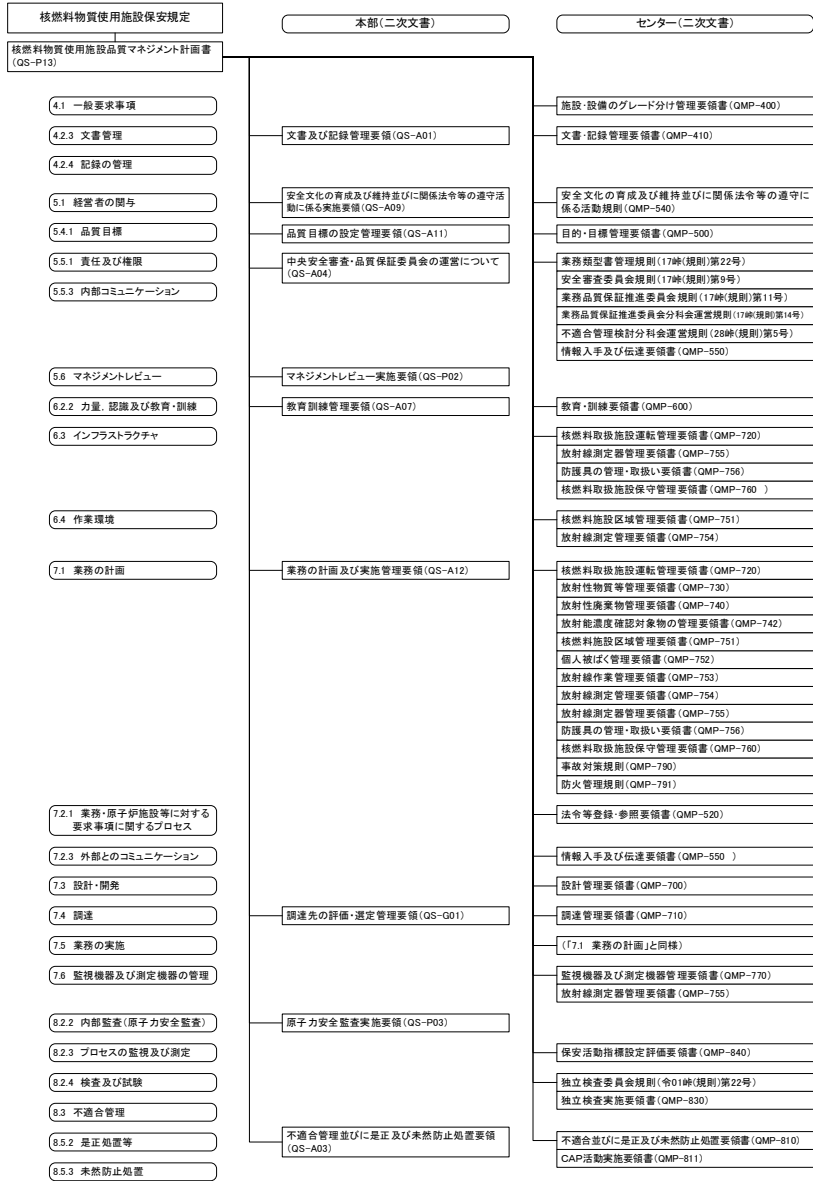
変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;"><b>第5章 使用施設等の運転管理</b></p> <p>第23条～第26条 (略)</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第27条 施設管理課長は、製錬転換施設及び濃縮工学施設における核燃料物質の使用又は貯蔵に当たっては、<u>第4表に基づく核的制限値を作業場所又は設備・機器に表示するとともに第2項及び第3項の事項を確認し、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。</u></p> <p><u>2 施設管理課長は、製錬転換施設の臨界管理が安全に行われるように第4表に示す設備・機器が核的制限値を満足していることを確認する。また、濃縮工学施設における核燃料物質貯蔵施設において製品シリンダ及び固体吸着剤収納ドラム缶の受入れや移動を行う場合は、第4表に示す核的制限値を満足していることを確認する。</u></p> <p><u>3 施設管理課長は、濃縮工学施設の運転中のカスケードの臨界管理が安全に行われるようにカスケードの臨界安全上のインタロックが設定されていること及び第4表に示す設備・機器が核的制限値を満足していることを確認する。</u></p> <p><u>4 施設管理課長は、第2項及び第3項の確認を行った場合は、その結果を廃止措置・技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</u></p> <p>第28条～第31条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 放射線管理</b></p> <p>第32条～第42条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 放射線測定</b></p> <p>第43条～第47条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第8章 保守管理</b></p> <p>第48条～第51条の4 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 使用施設等の運転管理</b></p> <p>第23条～第26条 (変更なし)</p> <p>(臨界管理)</p> <p>第27条 施設管理課長は、製錬転換施設及び濃縮工学施設において<u>第4表に定める設備・機器が核的制限値を満足していることを確認し、いかなる場合においても臨界に達しないようにするとともに、作業場所又は設備・機器に核的制限値を表示する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 施設管理課長は、前項の確認を行った場合は、その結果を廃止措置・技術開発部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</u></p> <p>第28条～第31条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 放射線管理</b></p> <p>第32条～第42条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 放射線測定</b></p> <p>第43条～第47条 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>第8章 保守管理</b></p> <p>第48条～第51条の4 (変更なし)</p>	<p>・変更の理由1 ウラン濃縮試験を終了したことに伴い、カスケード設備等の臨界管理に関する事項を削る。 (令和3年9月17日付け原規規発第2109174号をもって核燃料物質の使用の変更の許可)</p> <p>・変更の理由4 記載の適正化を図る(項番号を繰り上げるとともに、表記の見直しを図る。)</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;"><b>第 9 章 核燃料物質等の管理</b></p> <p>第 5 2 条～第 5 7 条の 2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 章 放射性廃棄物等の管理</b></p> <p>第 5 8 条～第 6 3 条の 2 (略)</p> <p>(新規)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 9 章 核燃料物質等の管理</b></p> <p>第 5 2 条～第 5 7 条の 2 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 章 放射性廃棄物等の管理</b></p> <p>第 5 8 条～第 6 3 条の 2 (変更なし)</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</p> <p>第 6 3 条の 3 廃止措置・技術開発部長は、管理区域内において設置された資材等(金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等)又は使用された物品(工具類等)を、「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物(放射性廃棄物でない廃棄物)として管理区域外に搬出する場合は、次の各号に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) 資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、汚染された資材等について汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位についても同様に念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>(2) 物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以降に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われたことを確認する。</p> <p>(3) 前二号の資材等及び物品について管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p>	<p>変更の理由 3 放射性廃棄物でない廃棄物として取り扱う廃棄物の範囲、判断方法等に関する事項を追加する。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;"><b>第 11 章 自衛消防活動</b></p> <p>(自衛消防活動) 第 6 3 条の 3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 12 章 非常の場合に講ずべき処置</b></p> <p>第 6 4 条～第 7 0 条の 2 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 章 記録及び報告</b></p> <p>第 7 1 条～第 7 3 条 (略)</p> <p>第 1 図 保安に関する組織 (略)</p> <p>第 2 図 品質マネジメントシステム体系図 (略)</p> <p>第 3 図 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 11 章 自衛消防活動</b></p> <p>(自衛消防活動) 第 6 3 条の 4 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 12 章 非常の場合に講ずべき処置</b></p> <p>第 6 4 条～第 7 0 条の 2 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 13 章 記録及び報告</b></p> <p>第 7 1 条～第 7 3 条 (変更なし)</p> <p>第 1 図 保安に関する組織 (変更なし)</p> <p>第 2 図 品質マネジメントシステム体系図 (変更なし)</p> <p>第 3 図 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (変更なし)</p>	<p>変更の理由 4 記載の適正化を図る(条番号を変更する。)</p>

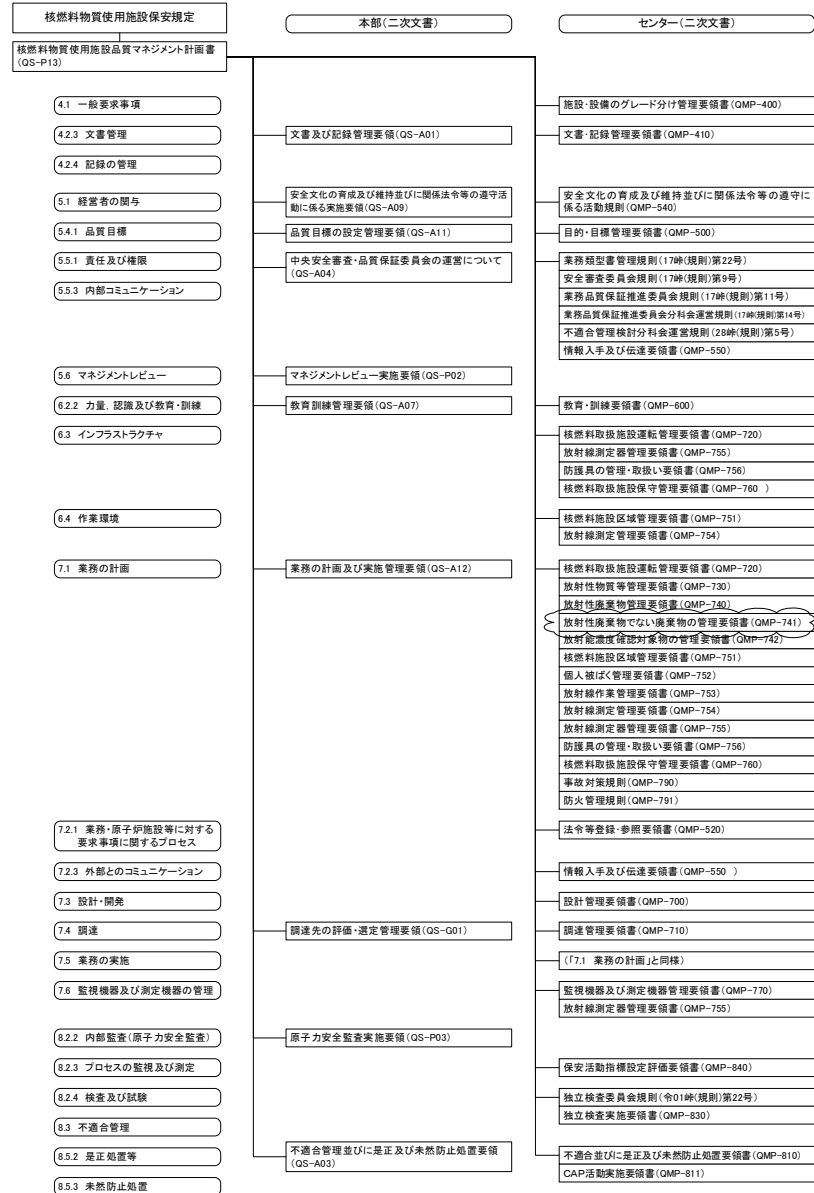


変更前



第4図 品質マネジメントシステム文書体系

変更後

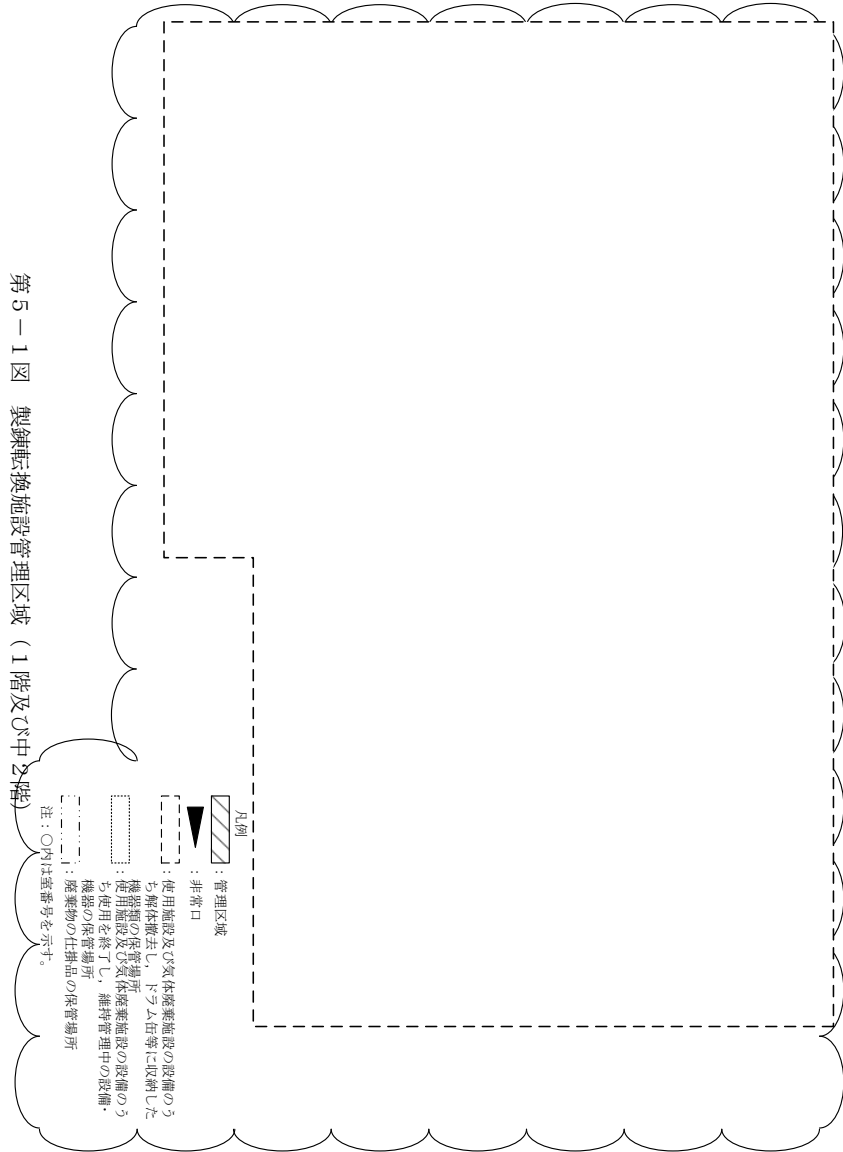


第4図 品質マネジメントシステム文書体系

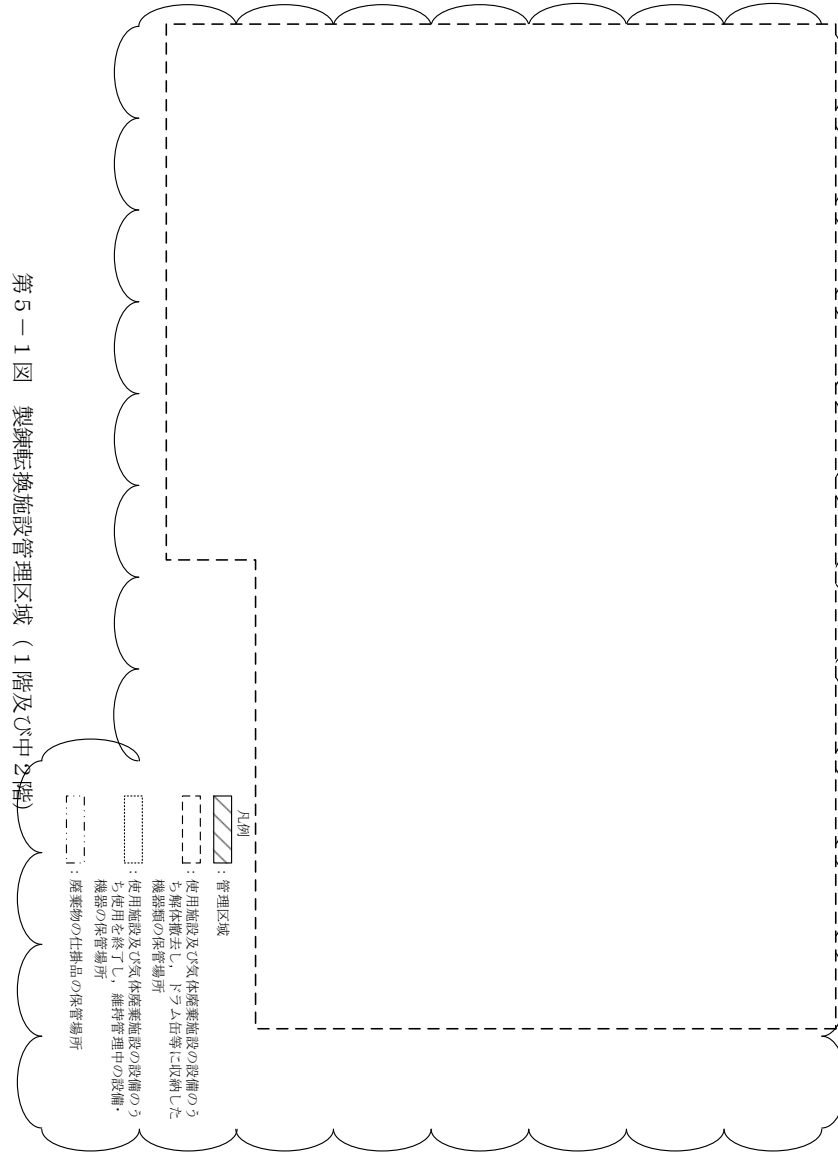
変更の理由

変更の理由 3  
放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る要領書を追加する。

変更前



変更後

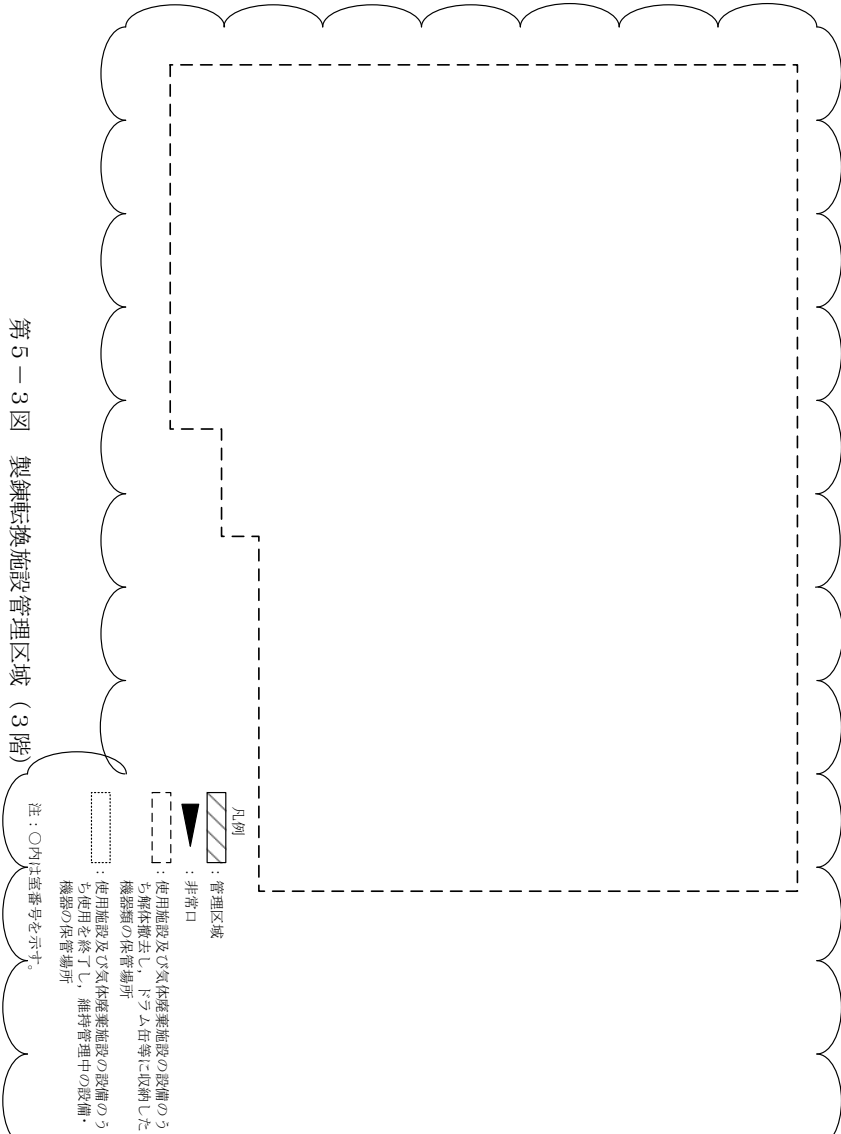


変更の理由

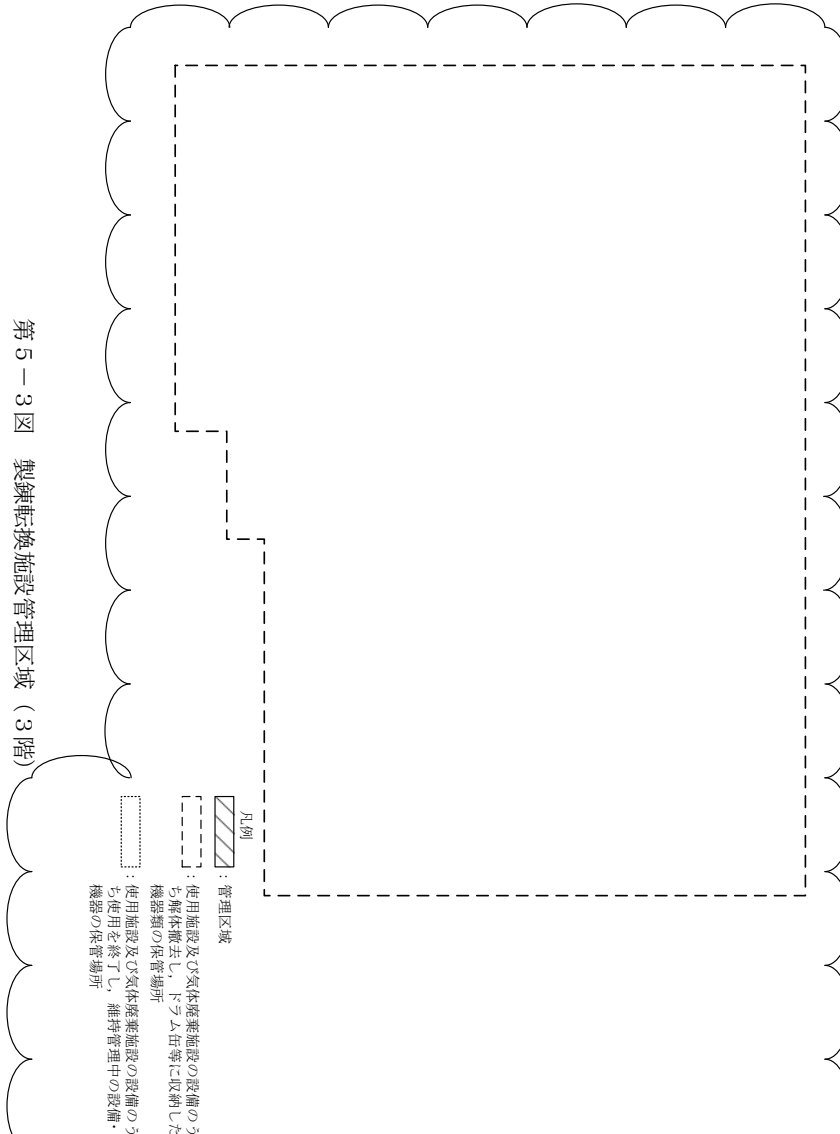
変更の理由 4  
核燃料物質の使用の許可申請書及び他施設図面と整合させるなど記載の適正化を図る。

変更前	変更後	変更の理由
<p style="text-align: center;">第5-2図 製錬転換施設管理区域（2階）</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▨ : 管理区域</li> <li>▲ : 非開口</li> <li>- - - : 使用施設及び気体運搬施設の設備のうち解体撤去し、ドラム缶等に収納した機器類の保管場所</li> <li>⋯ : 使用施設及び気体運搬施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器の保管場所</li> </ul> <p>注：O内は番号を示す。</p>	<p style="text-align: center;">第5-2図 製錬転換施設管理区域（2階）</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▨ : 管理区域</li> </ul> <p>使用施設及び気体運搬施設の設備のうち解体撤去し、ドラム缶等に収納した機器類の保管場所 使用施設及び気体運搬施設の設備のうち使用を終了し、維持管理中の設備・機器の保管場所</p>	<p>変更の理由 4 核燃料物質の使用の許可申請書及び他施設図面と整合させるなど記載の適正化を図る。</p>

変更前



変更後

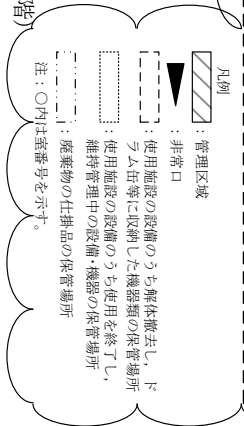


変更の理由

変更の理由 4  
核燃料物質の使用の許可申請書及び他施設図面と整合させるなど記載の適正化を図る。

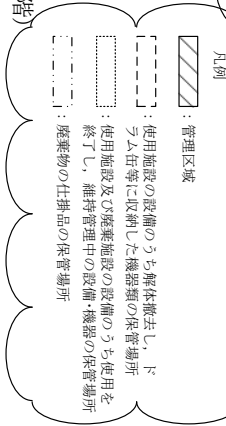
変更前

第5-4図 濃縮工学施設主棟管理区域（1階）



変更後

第5-4図 濃縮工学施設主棟管理区域（1階）



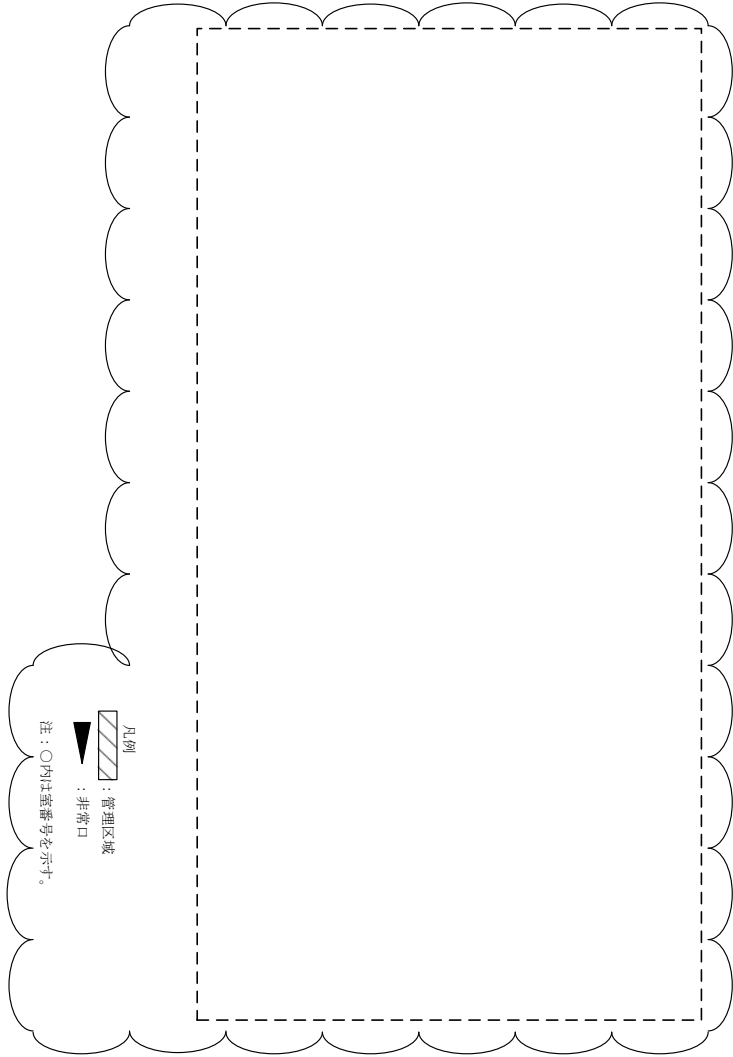
変更の理由

- 変更の理由 2  
設備・機器の解体・撤去作業の進展に伴い、使用を終了し維持管理中の設備・機器の保管場所及び解体撤去しドラム缶等に収納した機器類の保管場所を変更する。  
(令和3年9月17日付け原規規発第2109174号をもって核燃料物質の使用の変更の許可)
- 変更の理由 4  
核燃料物質の使用の許可申請書と整合させるなど記載の適正化を図る。



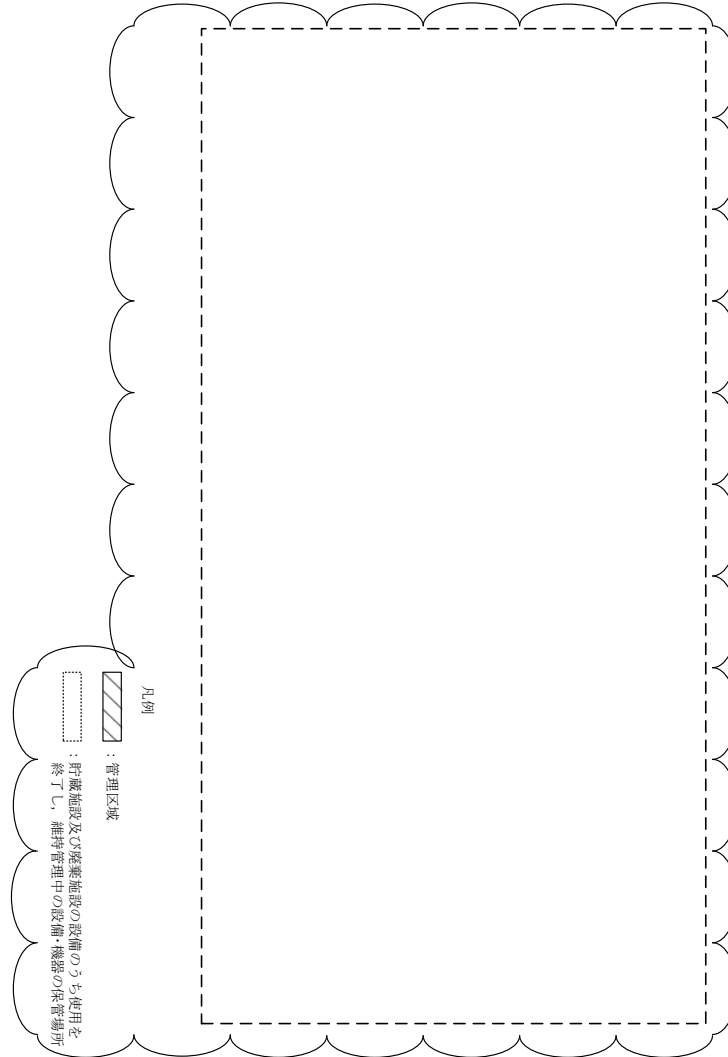
変更前

第5-6図 濃縮工学施設第1ウラン貯蔵庫管理区域



変更後

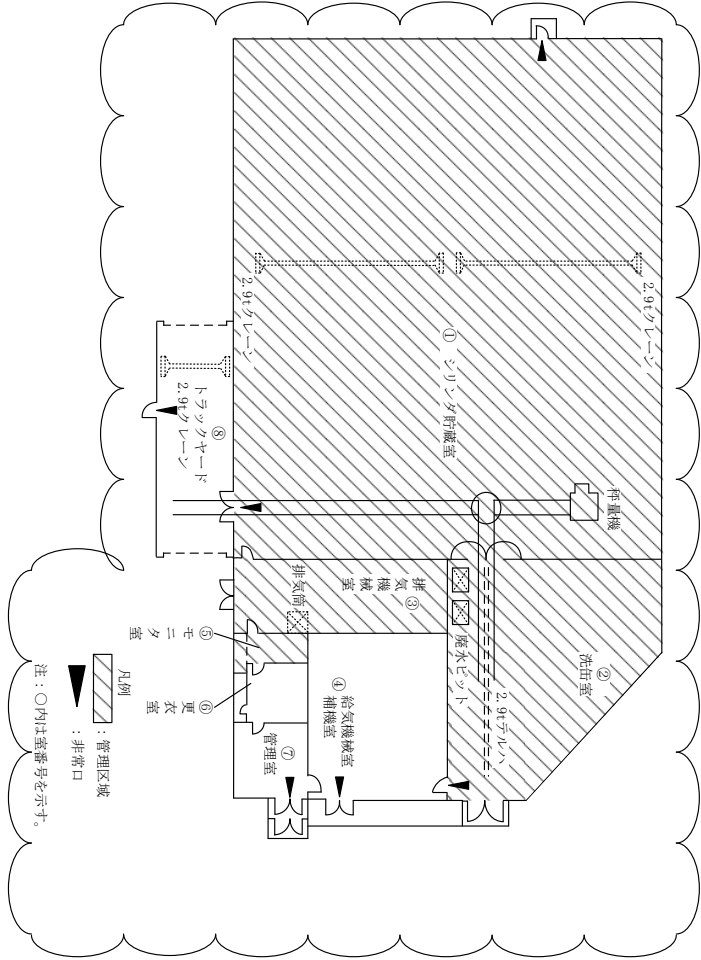
第5-6図 濃縮工学施設第1ウラン貯蔵庫管理区域



変更の理由

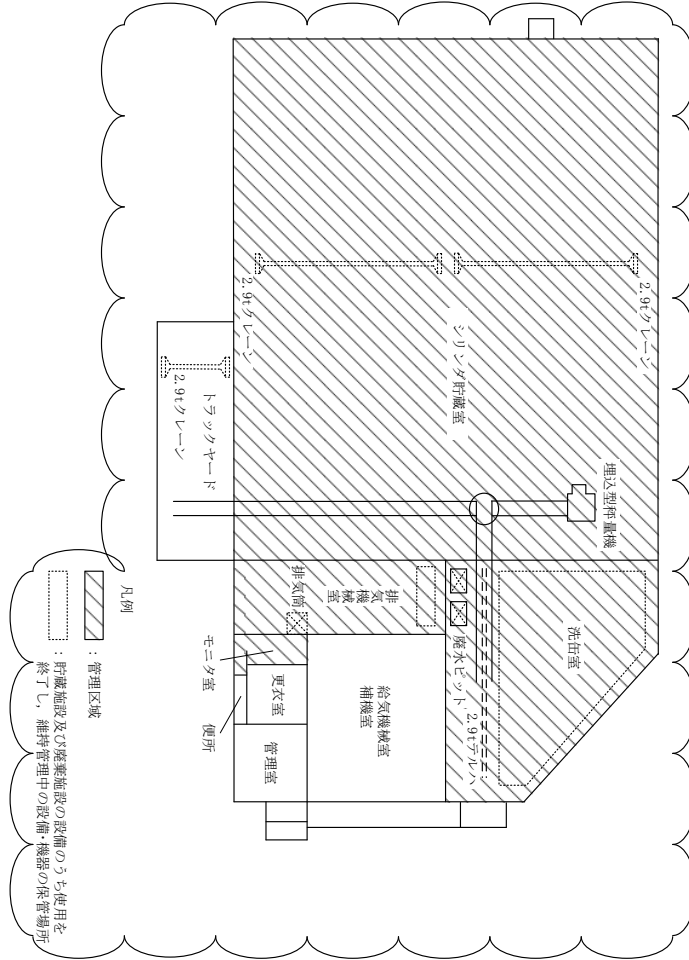
- ・変更の理由 2  
設備・機器の解体・撤去作業の進展に伴い、使用を終了し維持管理中の設備・機器の保管場所を追加する。  
(令和3年9月17日付け原規規発第2109174号をもって核燃料物質の使用の変更の許可)
- ・変更の理由 4  
核燃料物質の使用の許可申請書と整合させるなど記載の適正化を図る。

変更前



第5-7図 濃縮工学施設第2クラン貯蔵庫管理区域

変更後



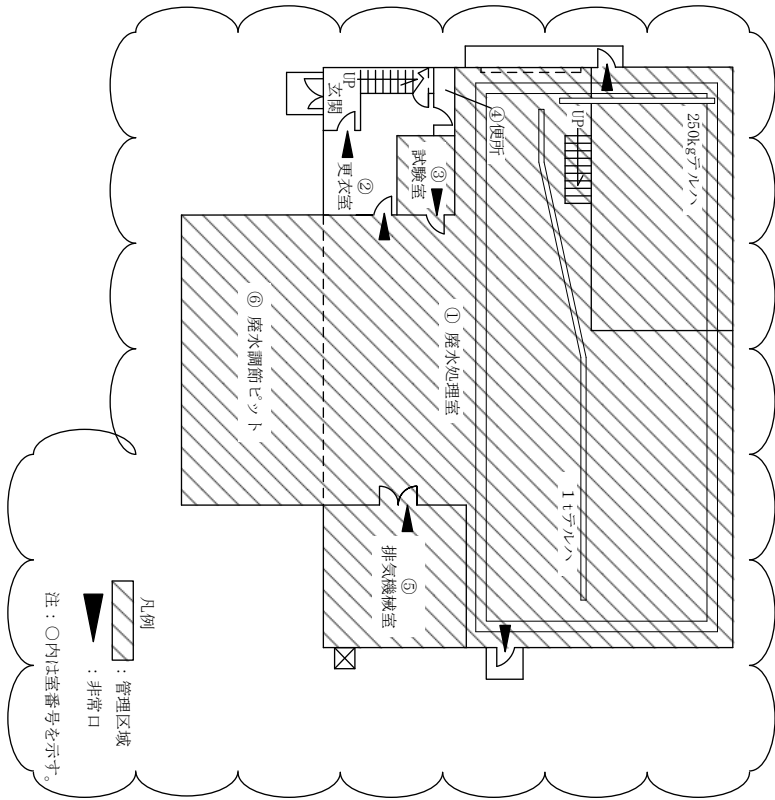
第5-7図 濃縮工学施設第2クラン貯蔵庫管理区域

変更の理由

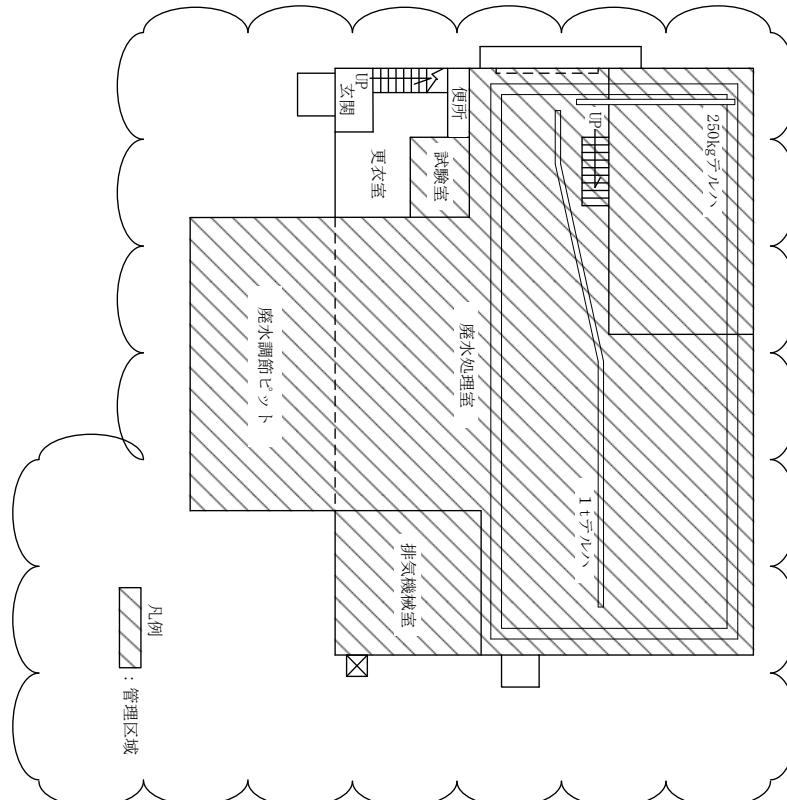
- ・変更の理由 2  
設備・機器の解体・撤去作業の進展に伴い、使用を終了し維持管理中の設備・機器の保管場所を追加する。  
(令和3年9月17日付け原規規発第2109174号をもって核燃料物質の使用の変更の許可)
- ・変更の理由 4  
核燃料物質の使用の許可申請書と整合させるなど記載の適正化を図る。



変更前



変更後



変更の理由

・変更の理由 4  
 核燃料物質の使用の許可申請書と整合させるなど記載の適正化を図る。

変更前

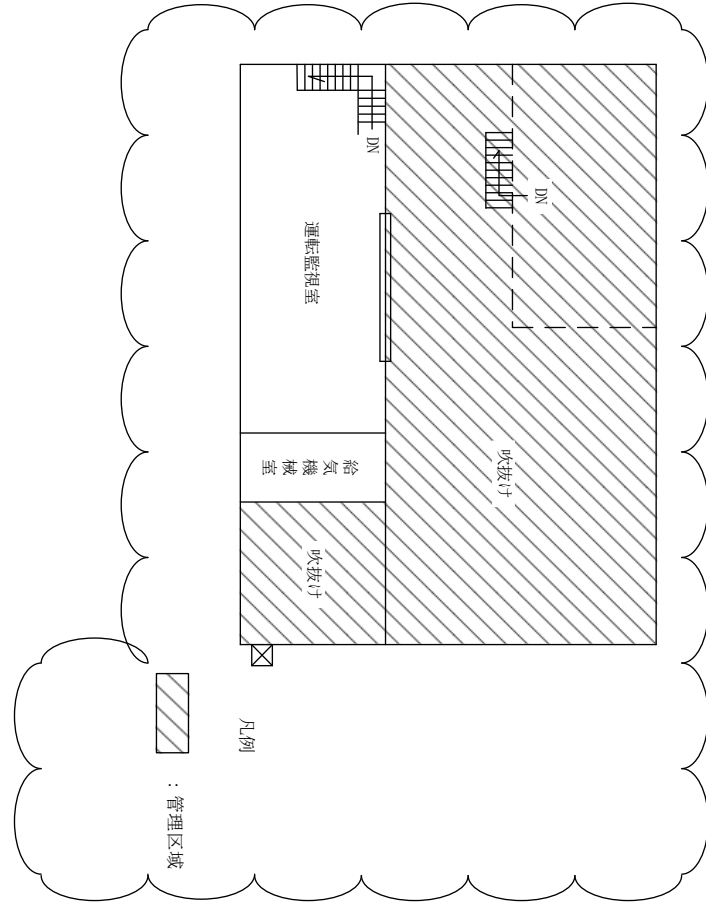
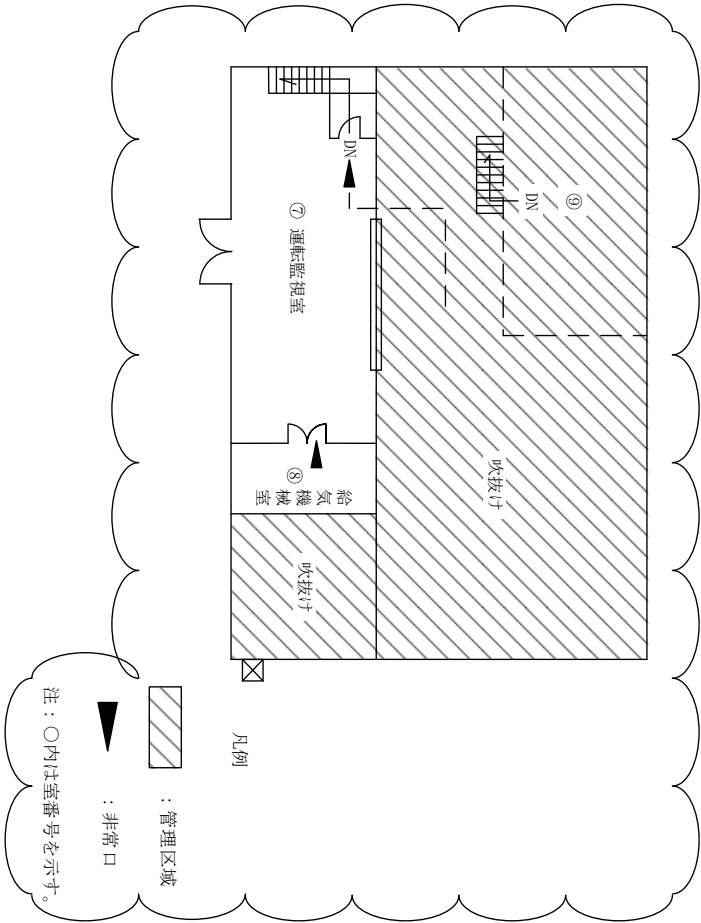
変更後

変更の理由

第5-9図 濃縮工学施設廃水処理棟管理区域（2階）

第5-9図 濃縮工学施設廃水処理棟管理区域（2階）

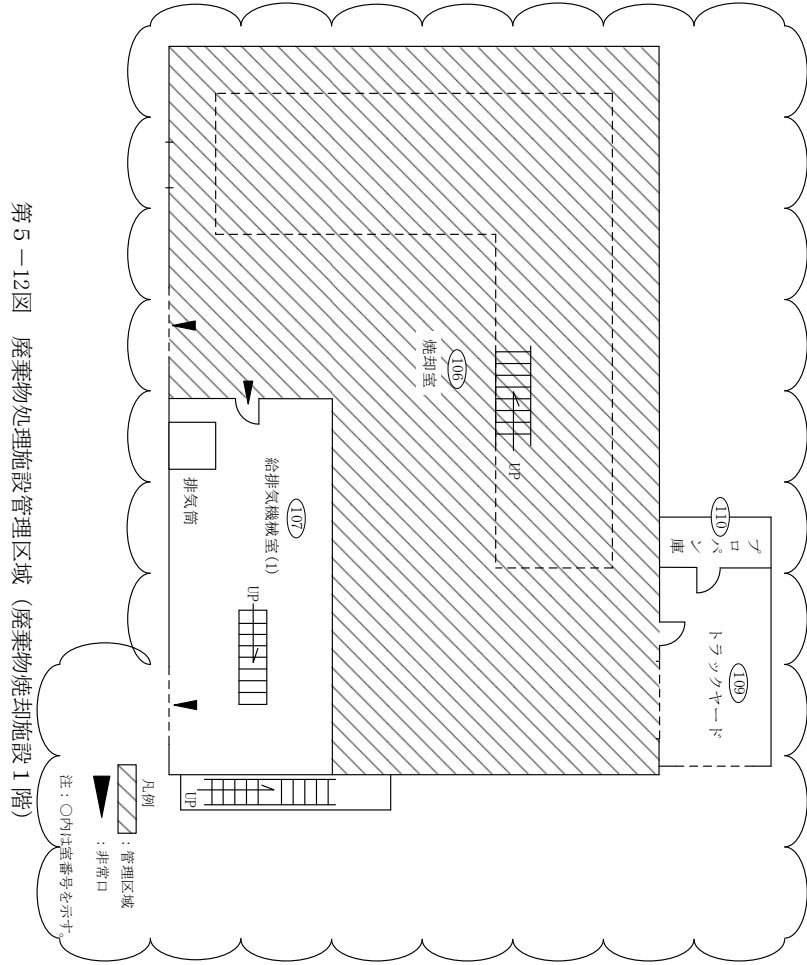
変更の理由 4  
核燃料物質の使用の許可申請書と整合させるなど記載の適正化を図る。



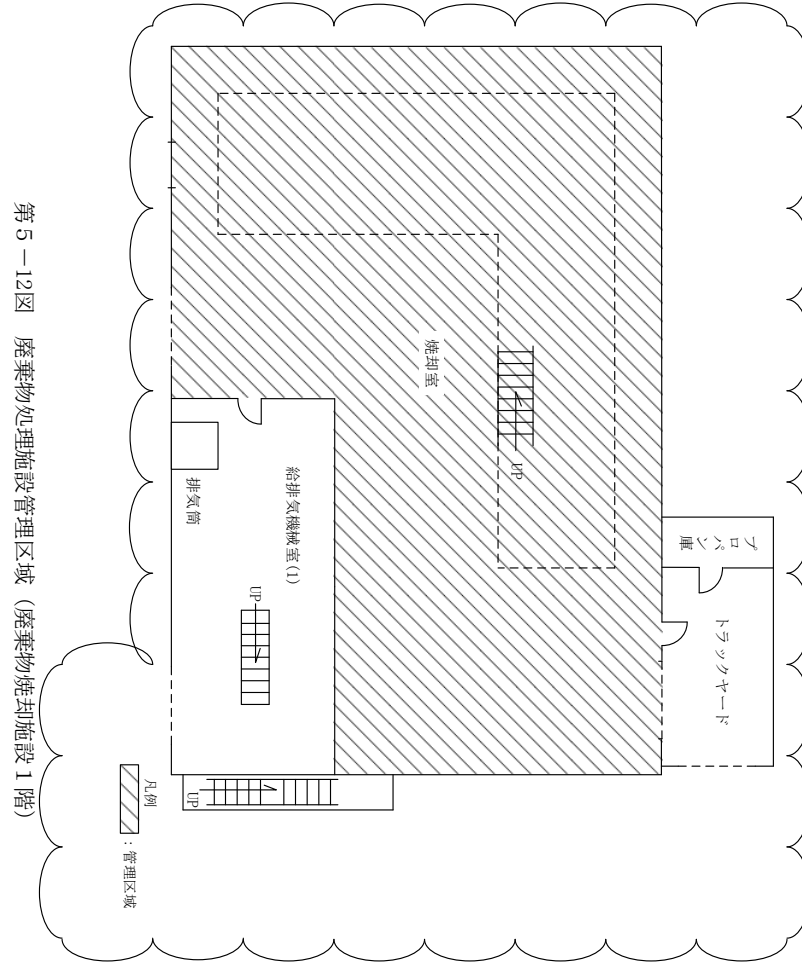
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
第5-10 図 廃棄物処理施設管理区域（第1～第14 廃棄物貯蔵庫）（略） 第5-11 図 廃棄物処理施設管理区域（第1 及び第2 廃油貯蔵庫）（略）	第5-10 図 廃棄物処理施設管理区域（第1～第14 廃棄物貯蔵庫）（変更なし） 第5-11 図 廃棄物処理施設管理区域（第1 及び第2 廃油貯蔵庫）（変更なし）	

変更前



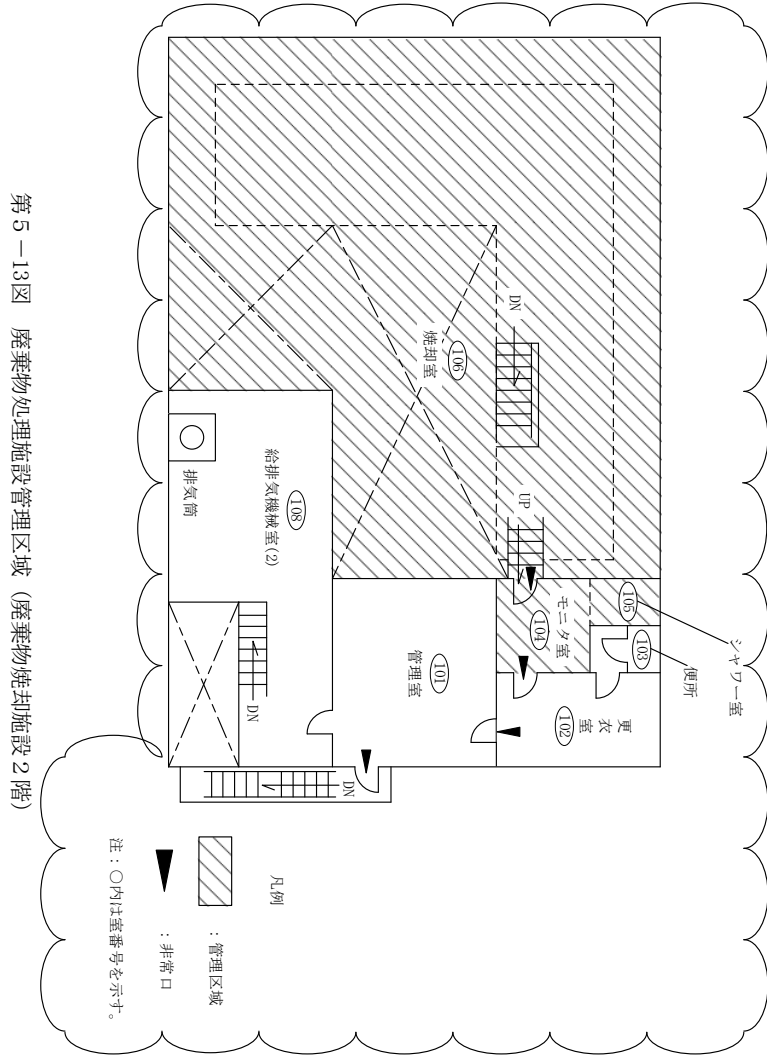
変更後



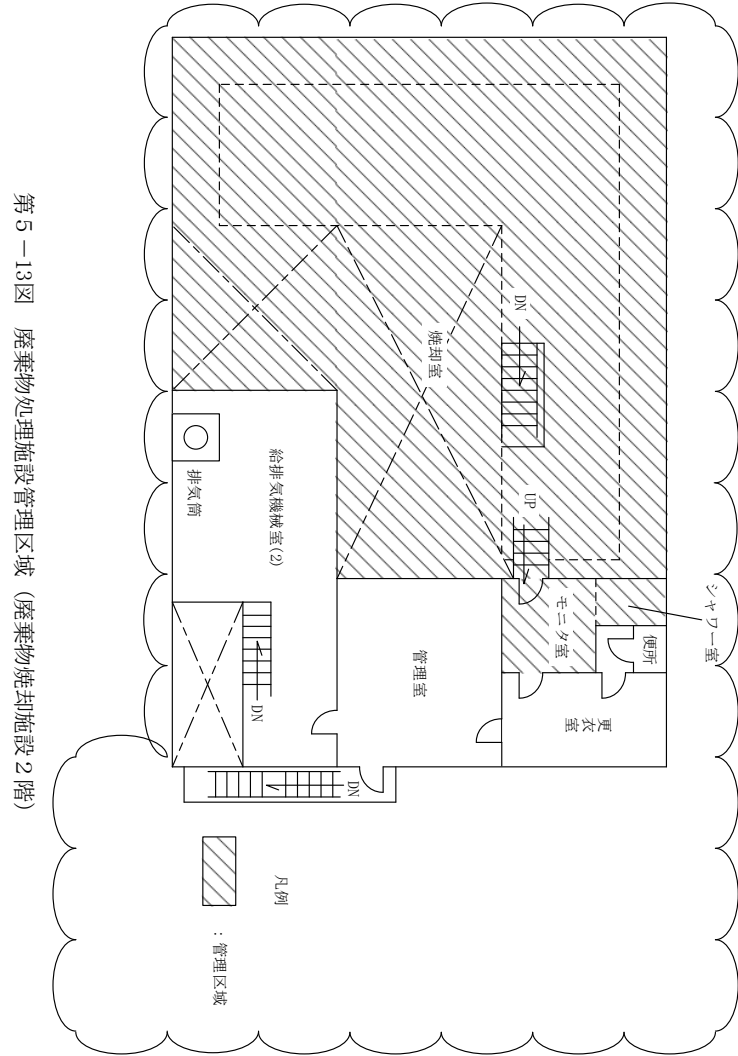
変更の理由

・変更の理由 4  
 核燃料物質の使用の許可申請書  
 及び他施設図面と整合させるなど  
 記載の適正化を図る。

変更前



変更後



変更の理由

変更の理由 4  
 核燃料物質の使用の許可申請書  
 及び他施設図面と整合させるなど  
 記載の適正化を図る。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
<p>第6図 周辺監視区域 (略)</p> <p>第7図 通報連絡体制図 (略)</p>	<p>第6図 周辺監視区域 (変更なし)</p> <p>第7図 通報連絡体制図 (変更なし)</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>第1表 保安教育訓練実施方針（第21条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第2表 緊急作業に係る教育訓練（第21条及び第22条関係）</p> <p>(略)</p> <p>第3表 年間予定使用量（第26条関係）</p> <p>(略)</p>	<p>第1表 保安教育訓練実施方針（第21条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第2表 緊急作業に係る教育訓練（第21条及び第22条関係）</p> <p>(変更なし)</p> <p>第3表 年間予定使用量（第26条関係）</p> <p>(変更なし)</p>	

変更前

第4表 臨界管理に係る核的制限値（第27条関係）

(1) 製錬転換施設

(略)

(2) 濃縮工学施設

ユニットの種類	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	均質不均質の区分	核的制限値	適用する設備・機器	備考
単一ユニット	濃縮度5%以下0.95%を超える濃縮ウラン	気体、固体及び液体のUF <sub>6</sub> 。	均質	濃縮度 5%以下	カスケード設備	
				1.濃縮度 5%以下 2.減速条件 H/U235= 10以下	製品コールドトラ ップ バージョールドト ラップ	
				1.濃縮度 5%以下 2.減速条件 H/U235= 1.7以下	製品回収槽に装着 した製品シリンダ 第1ウラン貯蔵庫 の製品シリンダ	
				1.濃縮度 5%以下 2.寸法（無限 長円筒の直 径） 58.8cm以下	ケミカルトラップ (NaF) 固体吸着剤収納ド ラム缶	
複数 ユニット	各ユニット間の端面距離 30cm以上					

変更後

第4表 臨界管理に係る核的制限値（第27条及び第57条の2関係）

(1) 製錬転換施設

(変更なし)

(2) 濃縮工学施設

ユニットの種類	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	均質不均質の区分	核的制限値	適用する設備・機器	備考
単一ユニット	濃縮度5%以下0.95%を超える濃縮ウラン	気体、固体及び液体のUF <sub>6</sub> 。	均質	(削る)		
				(削る)		
				1.濃縮度 5%以下 2.減速条件 H/U235= 1.7以下	製品シリンダ	
				1.濃縮度 5%以下 2.寸法（無限 長円筒の直 径） 58.8cm以下	固体吸着剤収納ド ラム缶	
複数 ユニット	各ユニット間の端面距離 30cm以上					

変更の理由

・変更の理由1  
ウラン濃縮試験を終了したこと  
に伴い、カスケード設備等の臨  
界管理に関する事項を削る。  
(令和3年9月17日付け原規規  
発第2109174号をもって核燃料  
物質の使用の変更の許可)

・変更の理由4  
記載の適正化を図る（関連条文  
番号を追加するとともに、表記  
の見直しを図る。）。



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
<p>第5表 核燃料物質の容器及び最大充てん量（第28条及び第57条の2関係） （略）</p> <p>第6表 立入制限区域の設定基準（第34条関係） （略）</p> <p>第7表 身体の汚染検査及び物品の持ち出し等に関する基準値 （第38条及び第39条関係） （略）</p> <p>第8表 線量当量率等の測定等 （第41条，第43条，第43条の2及び第45条関係） （略）</p> <p>第9表 放射線測定器等（第46条及び第49条関係） （略）</p> <p>第10表 巡視を行う設備等（第48条の6関係） （略）</p> <p>第11表 放射性廃棄物を含む核燃料物質等の搬出入に関する基準値 （第52条，第53条，第54条，第55条及び第63条関係） （略）</p> <p>第12表 核燃料物質の最大貯蔵量（第57条の2関係） （略）</p> <p>第13表 気体廃棄物及び液体廃棄物に係る放出管理目標値等 （第58条及び第60条関係） （略）</p>	<p>第5表 核燃料物質の容器及び最大充てん量（第28条及び第57条の2関係） （変更なし）</p> <p>第6表 立入制限区域の設定基準（第34条関係） （変更なし）</p> <p>第7表 身体の汚染検査及び物品の持ち出し等に関する基準値 （第38条及び第39条関係） （変更なし）</p> <p>第8表 線量当量率等の測定等 （第41条，第43条，第43条の2及び第45条関係） （変更なし）</p> <p>第9表 放射線測定器等（第46条及び第49条関係） （変更なし）</p> <p>第10表 巡視を行う設備等（第48条の6関係） （変更なし）</p> <p>第11表 放射性廃棄物を含む核燃料物質等の搬出入に関する基準値 （第52条，第53条，第54条，第55条及び第63条関係） （変更なし）</p> <p>第12表 核燃料物質の最大貯蔵量（第57条の2関係） （変更なし）</p> <p>第13表 気体廃棄物及び液体廃棄物に係る放出管理目標値等 （第58条及び第60条関係） （変更なし）</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>第14表 記録 (第71条及び第72条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>第14表 記録 (第71条及び第72条関係)</p> <p>(変更なし)</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	変更の理由
	<p><u>附則</u></p> <p><u>この規定は、原子力規制委員会の認可日の翌日から施行する。</u></p>	<p>・附則の追加</p>